



東京都主税局



(主税局ホームページ)



東京都主税局HPから
バナーをクリック！

あなたと都税

5月号
2023
(令和5年)
第641号



今月の特集は
自動車税種別割の手続をチェック！



5月は自動車税種別割の納期です
5月31日(水)までにお納めください

小笠原諸島 シマカナメモチ

小笠原諸島の固有種で、5月に白い花を満開に咲かせ、
冬には赤くて可愛い実をつけます。島では次世代が生
まれていくのを継続的に見守ってます。

(提供:東京都小笠原支庁インスタグラム @ogasawarashicho)

●ご利用になれる納付方法

~都税の納付は、いつでも、どこでも、キャッシュレスで！~



①スマートフォン決済アプリ

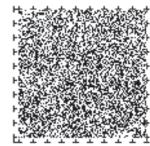
②クレジットカード
(地方税お支払サイトを利用)

③ペイジー対応のインターネット
バンキング、ATM

④コンビニエンスストア

⑤金融機関、郵便局、
都税事務所、都税支所、
支庁、自動車税事務所、
都税総合事務センターの
窓口

都税 納付方法 検索



音声コード

都税の情報発信中！



Twitter アカウント
@tocho_seisaku



Facebook アカウント
東京都主税局

お問合せ先：東京都自動車税コールセンター ☎03-3525-4066 (9時～17時、土日・休日、年末年始（12/29～1/3）を除く。)

教えて!

タク
ちゃん

特集

自動車税種別割の手続をチェック!



(主税局ホームページ)
自動車税種別割

自動車税種別割は自動車を所有している方が納める税金です。

自動車税種別割に関する疑問や質問について、タクちゃんがお答えします!

Q1

昨年譲った自動車の納税通知書が届いたけど、どうして?



自動車税種別割は4月1日時点の所有者[※]に課税されるよ。3月31日までに名義変更の手続が終わらなかったのかもしれないね。

未変更のままだと来年度も課税になってしまうから、名義変更を行ったか確認をしてね。

※所有者とは、自動車検査証（車検証）に登録されている方をいいます。割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

Q2

昨年と比べて税額が高くなかった!



同じ車でも税額が高くなることはあるよ。環境負荷の小さい自動車は、初回新規登録をした翌年度分の1年間だけ、自動車税種別割を軽減できる制度があるよ。昨年は軽減制度が適用されていたから、今年の税額が高くなったと感じてしまったんだね。

あとは、新車を初めて登録してから一定年数が経った車は、最新の車に比べて環境への負担が大きくなることから、税率が高くなる制度があるよ。

自動車税種別割に関するお問合せ先

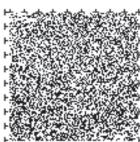
● 東京都自動車税コールセンター

☎ 03-3525-4066 平日9時～17時

● 自動車税テレフォンサービス

(24時間365日対応音声ガイダンス)

☎ 03-5946-6728



音声コード

Q3

引越しをして住民票を移したのに、納税通知書が届かない!



「運輸支局」などで車検証の住所を変更する手続が必要だよ。これをしないと、納税通知書が届かないくなってしまうんだ。

手続が遅れるときは、東京都に納税通知書の送付先だけ変更してもらってね。インターネット・ハガキ・電話の3つの方法で届出ができるよ。詳しくは主税局ホームページで確認してみてね。

※送付先変更では、車検証の住所は変更されませんので、ご注意ください。

Q4

他の道府県のナンバーに変わったら、税額はどうなるの?



年度の途中で、他の道府県のナンバーに変わっても、4月1日時点で登録のある東京都に1年分を納税することになるよ。

車検時の自動車税(種別割) 納税証明書の提示が省略できます!



継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要です。

※ただし、納税後、運輸支局等で納税確認できるようになるまでに最大10日程度かかります。

お急ぎの場合は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご提示ください。



申請はお済みですか? 自動車税種別割の減免

障害者の方のために使用する自動車や、社会福祉法人等が公益のために使用する自動車などについては減免制度があります。

<障害者の方に対する減免制度>

対象	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、一定の要件を満たす方のための自動車
内容	自動車税種別割(上限額あり) ※お一人様につき1台に限ります。 ※申請が必要です。
申請期限	納税通知書に記載された納期限まで ※新たに自動車を取得した場合は、登録(取得)の日から1か月以内
申請場所	都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

※申請期限を過ぎますと、減免を受けられませんので、ご注意ください。

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

詳細は主税局HPで
ご確認ください。▶



都税 自動車 減免 検索

申請期限間際は窓口が大変混み合います。 早めの申請にご協力をお願いいたします。

環境負荷の小さい自動車に対して、自動車税種別割を軽減します!

自動車税種別割のグリーン化特例とは?

排出ガス性能や燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税種別割を軽減します。

一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては、税率を重くします。

軽減割合

<環境負荷の小さい自動車>

初回新規登録された年度の翌年度分がおよそ50%～75%軽減

<環境負荷の大きい自動車>

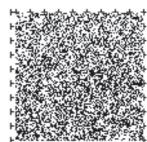
およそ10%～15%程度の重課

ZEV導入促進税制とは? ~東京都独自の制度です!~

平成21年4月1日～令和8年3月31日に初回新規登録等をした電気自動車（燃料電池自動車を含む）及びプラグインハイブリッド自動車は、当該年度含め6年度分の自動車税種別割が課税免除されます。

詳細は主税局HPでご確認ください。▶

都税 自動車 グリーン化 検索



音声コード

令和5年5月より、 「楽天ペイ」でも納税できます!

利用できるスマートフォン決済アプリ



注意事項

- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を利用して、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付する方法です。
- 領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayB、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書は使用できません。

その他

地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることでも納付できます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

詳細は主税局HPでご確認ください。▶

都税 納付方法 検索



暮らしに街に ～ここにも都税が生きている～

東京都では、帰宅困難者対策条例を制定し、大地震・災害時の「一斉帰宅の抑制」を呼びかけています。

■なぜ一斉帰宅の抑制が必要？

みんなが一斉に帰宅すると、救急車・消防車が通れなくなります。また、余震等による災害や混雑に巻き込まれて危険です。

■わかりやすい解説動画

災害時の一斉帰宅の危険性や、72時間待機後の分散帰宅の必要性について、ガチャピンとムックがわかりやすく解説しています。都民の皆様向けの動画・民間事業者の皆様向けの動画・英語版の動画を用意しています。

■周知ポスター

職場等で一斉帰宅抑制を周知する際にご活用ください。

動画の視聴・ポスターのダウンロードは
こちらから



お知らせ

固定資産税・都市計画税
(23区内) 納税通知書は
6/1(木) 発送

23区内の納税通知書は、6月1日(木)に発送します。納期限は6月30日(金)です。

問 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

主税局HPのキッズページ
をリニューアルしました！

3月に主税局HPのキッズページ「君も税博士」をリニューアルしました。ぜひアクセスしてください。



ご案内

便利な電子申告・電子納税
をご利用ください！

法人事業税・法人都民税等の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子申請・届出、電子納税をご利用いただけます。

なお、令和5年4月から、eLTAX上でクレジットカード納付が可能になりました。

詳細は主税局HPからご確認ください。



公売情報

インターネット公売(動産、
自動車、不動産等)実施中です！

- 公売参加申込期間
4月18日(火)13時～5月9日(火)23時
- せり売り期間(動産)
5月16日(火)13時～5月18日(木)23時
- 入札期間(不動産等)
5月16日(火)13時～5月23日(火)13時
公売は中止になることがありますので、最新情報及び詳細は主税局HPをご確認ください。

主税局 公売 検索
問 徴収部機動整理課公売班
☎ 03-5388-3027

減免制度

固定資産税・都市計画税の
耐震住宅減免(23区内)

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅で、一定の要件を満たすものに対して減免する制度があります。

なお、減免を受けるには期限までに申請が必要ですのでご注意ください。

◆建替え

新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分についての税額を全額減免。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

◆改修

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で一戸あたり120m²の床面積相当分までの税額を全額減免。

問 住宅が所在する区にある都税事務所

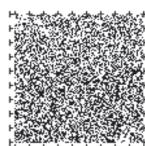
都税の軽減制度
(HTT関連) は
こちらから▼



東京ゼロエミ住宅

TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

主税局 軽減 HTT関連 検索



HTT
Tokyo Tokyo

東京HTT 検索



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙を使用
リサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(4) 69 令和5年5月1日発行

音声コード

↑このマークは、目が不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読み上げ装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。
ページの端には、触覚により「音声コード」の位置を把握できるよう、半円の切欠きを入れています。